

○特定建設作業の発生の規制基準は、次のとおりです。

規制の種類		基準値	作業時間		1日当たりの作業時間		作業時間	作業日
地域の区分		①②③	①	②	①	②	①②③	①②③
建設作業	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜き機をしようする作業	85dB	19時～翌日の7時の時間内でないこと	19時～翌日の6時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
	びょう打機を使用する作業							
	さく岩機を使用する作業							
	空気圧縮機を使用する作業							
	コンクリートプラント等を設けて行う作業							
法	バックホウを使用する作業							
	トラクターショベルを使用する作業							
	ブルドーザーを使用する作業							
条例	建造物を解体・破壊する作業							
	コンクリートミキサー等を用いる作業							
	コンクリートカッターを使用する作業							
	ブルドーザー等を使用する作業							
	ロードローラー等を使用する作業							

- 注1)
- 1 特定建設作業の規制基準は、基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる場合の改善勧告・命令の発動要件である。
 - 2 基準値は作業現場の敷地境界の値である。
 - 3 ①地域とは、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業地域又は工業専用地域内の学校、保育所、病院、診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地周辺80mの区域と都市計画区域で用途地域の定められていない地域及び都市計画区域外の地域である。
 ②地域とは、工業地域である。ただし、学校、保育所、病院、診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地周囲80mの区域を除く。
 ③地域とは、工業専用地域である。ただし、学校、保育所、病院、診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地周囲80mの区域を除く。